

地域情報配信システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月7日

おおい町

1. 目的

本業務は、おおい町（以下、当町）や各区長等が様々な情報を町民に対して配信するためのスマートフォン（以下、スマホ）やタブレット等を利用するクラウド型システム（以下「本システム」と言う。）を導入するものである。

現在、当町や各区長等が町民への音声放送に活用している IP 告知システムや当該システムに付随する町民同士での無料電話サービスを廃止することに伴い、当該システムと同等のサービスを提供しつつ、音声だけでなく文字等も活用した情報の送受信をスマホでも利用可能とすることで、町民がいつ、どこにいても情報を受信できるようにし、また、戸別端末を町内の全世帯に配布することで、スマホを持っていなかったり、スマホの操作が苦手な方に対する情報伝達体制も確保するものである。

さらに、配布する戸別端末に関しては、当町等から発信した情報の応答状況を当町等が確認できるアンサーバック機能を実装することで、災害時の被災状況や、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の生活状況等を確認することを可能とし、防災・減災、見守り等に向けた体制強化を目指すものである。

なお、本業務は価格のみによる競争ではなく、これまでの実績や企画提案など総合的に評価することが適当と判断することから、公募型プロポーザル方式を採用し、必要な事項を定めるものである。応募者は、この実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

地域情報配信システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「地域情報配信システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

(4) 募集方法

公募型プロポーザル方式により実施する

(5) 委託上限額

361,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。提案にあたっては本業務範囲内における提案金額（イニシャルコスト）が上記委託上限額を超えないものとする。また、令和9年度以降の運用保守費（ランニングコスト）については、提案金額とは分けて見積もること。

(6) 発注者

おおい町長 中塚 寛

3. プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和8年 7月 7日 (火)
質問受付期限	令和8年 7月 9日 (木) 17時
質問回答期日	令和8年 7月15日 (水)
応募期限	令和8年 7月17日 (金) 17時
1次審査 (書類審査)	令和8年 7月21日 (火) ~ 令和8年 7月27日 (月)
2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年 7月28日 (火)
審査結果通知	令和8年 7月31日 (金)
契約締結	令和8年 8月中旬頃予定

※スケジュールは現時点での予定のため、変更になる場合もある。

なお、変更となった場合には本プロポーザル参加事業者へ改めて連絡をする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当町からの指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、厚生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) おおい町暴力団排除条例 (平成23年おおい町条例第24号) 第6条に規定する排除対象でないこと。
- (6) 租税を完納していない者ではないこと。
- (7) 経営状況及び経営規模において本業務の遂行に支障がない団体であること。
- (8) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、業務を的確に遂行できること。
- (9) 本業務に従事する実務者は、直接かつ公告日以前の6ヶ月以上の雇用関係にある者を選任として配置できる者であること。
- (10) プライバシーマーク又はISO/IEC27001に基づく認証を取得していること。
- (11) 類似業務の実施実績を任意様式にて作成し、過去5年以内に別紙仕様書と同等のシステムを全国の3自治体以上で導入し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (12) その他資格審査において不相当であると認められない者であること。

5. 応募方法

(1) 応募書類

①提案書

- ア) 提案書は、「別紙 地域情報配信システム導入業務仕様書」に従い、作成すること。
- イ) 表紙（別紙様式1号）を作成すること。
- ウ) 表紙を除きA4判横書きを基準とし、表紙及び目次を除きフォントサイズ10.5pt以上、上限40ページ以内（表紙・目次含む）で作成し、ページ番号を付して提出すること。必要に応じてA3判資料の挿入を認める。上限枚数に満たない場合であっても減点にはならない。
- エ) 評価者がもれなく正確に評価できるよう編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。
- オ) 別紙仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。
- カ) 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- キ) 別紙仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、当町の判断で提案者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に応募者が実現できる範囲で記載すること。
- ク) 契約締結後に一部の業務を再委託予定の協力事業者がいる場合は、当該事業者との役割分担等が分かる実施体制図を作成すること。

②会社概要（様式任意）

※上記協力事業者がいる場合は、当該事業者の会社概要も提出すること

③企画提案参加資格誓約書（別紙様式3号）

④見積書

※仕様書に基づいた業務実施に要する経費及びその他必要とする経費とし、明細等が分かるものとする（様式は自由）。

⑤類似実績

※類似業務の実施実績を任意様式にて作成し、過去5年以内に別紙仕様書と同等のシステムを全国の3自治体以上で導入し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約書等の写し（業務内容が示され契約相手方による実績

を証明する書類でも可)を添付し提出すること。

(2) 提出期限 令和8年7月17日(金)17時必着

(3) 提出方法 応募方法：電子データによる提出

※1 メールで提出する場合、送付先は

「machizukuri@town.ohi.lg.jp」だが、1通あたりの受信上限サイズは2～3メガバイト程度のため、それを超える場合は分割して送付するか、DVD等へ書き込んで郵送または持参により提出すること。

※2 持参する場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は、期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(郵送又は持参の場合の提出先)

おおい町まちづくり課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1

TEL 0770-77-4051 FAX 0770-77-1289

6. 質問と回答

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書(様式第2号)を電子メールにて提出すること。

E-mail: machizukuri@town.ohi.lg.jp

※件名を「【質問】地域情報配信システムプロポーザル」とすること

※メール送信後は、必ずまちづくり課に電話で連絡すること。

質問の受付は、参加表明書提出日から令和8年7月9日(木)17時までとする。

質問に対する回答は、令和8年7月15日(水)までに、すべての参加表明者に提示する。

7. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

提出されたすべての応募書類から書面審査による1次審査を実施する。また、1次審査合格者による2次審査として、プレゼンテーション(15分以内)及びヒアリング(10分程度)を行う。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

2次審査日 令和8年7月28日(火)

※2次審査はWEB会議にて実施する予定であるが、詳細については1次審査合格者の通知の際に併せて通知する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価するので、応募者はこれを踏まえて提案書を作成し、プレゼンテーションを行うこと。

審査事項	審査項目	評価のポイント
事業者評価	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的なサービス提供が可能な会社であるか。 ・ 事業に対する意欲はあるか。
	知見・導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的なサービス提供が可能な実績を豊富に有しているか。
	提案内容の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会が提案内容が仕様書にどれだけ適合しているかすぐに判断できるような工夫がされているか。
提案評価	業務適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案の内容が別添仕様書の内容を全て実施できるものとなっているか。 ※「～が望ましい」という部分は必須ではないが、実施できる方がより高く評価する。
	初期導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム構築までの柔軟な対応が可能か。 ・ より多くの住民がスマホに本システムをインストールするのを促す工夫があるか。 ・ 当町職員の業務量を減らす工夫があるか。
	使いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーが使いやすい画面デザインになっているか。 ・ ユーザー目線で使いやすい工夫がされているか。 ・ 情報配信以外にも日常使いできる便利な機能を備えているか。 ・ 当町職員や区長等が簡便に情報を発信することができるか。
	見守りに果たす役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居高齢者等への見守りにおいて、有用性はどれだけあるか。
	災害時の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性の高い情報を住民に確実に伝える（聞いてもらう・見てもらう）工夫があるか。 ・ 住民の安否を迅速に確認する工夫があるか。 ・ 情報を発信してから住民が受信するまでの遅延時間は最小限か。
	拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民のニーズや運用状況に応じて、機能やサービスメニューの追加が柔軟に可能か。
	導入後の運用保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム障害時、不具合時の迅速な修理、復旧が可能か。 ・ クラウドサーバーが冗長化されているか。 ・ 住民からの使用方法等に関する問い合わせに対する体

		制が十分か
価格評価	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

(3) 注意事項

- ア) 2次審査の参加者は3名以内とし、3アカウントまでとすること。(途中で接続が途切れたり、通信状況が著しく不安定な場合に備え、2アカウント以上での参加を推奨する)
- イ) 2次審査は事前に提出した応募種類のみで行うこととし(基本は提案書に基づくプレゼンテーションを想定しているが、他の応募書類の使用も認める)、追加資料などを画面表示等することは禁止する。
- ウ) 応募資料の画面表示準備時間は持ち時間から除く(5分程度想定)
- エ) 応募者は指定された時間までに、2次審査用のオンライン会議に参加し、当町が入室を承認するまで待機すること。また、自らのプレゼンテーション終了後は速やかに退室すること。
- オ) 当日欠席した場合は、受注意思がないものとして失格とする。

(4) 審査結果

- 1次審査結果は、応募者全員に通知する。
- 2次審査結果は、2次審査対象者全員に書面で通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、審査の結果委託先候補者に特定されても、提案書の内容をそのまま了承するものではないので留意すること。

8. 契約の締結

(1) 契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。
 なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案のみを適当な提案として認める。当町は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

(2) 契約方法等

当町と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行例第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に4の各号の一に該当しないこととなった場合には、当町は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、町

は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、当町に協議のうえ、事前にその承諾を得るものとする。

9. 応募に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口はまちづくり課とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 応募書類の作成及び提出、並びにプレゼンテーションの参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (6) 応募書類は、応募者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (7) 応募書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 応募書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。
- (9) 当町は、応募者から提出された提案書等について、おおい町情報公開条例（平成18年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (10) 応募書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て応募者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (11) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
また、本プロポーザルに関りがなくなった時点で、当町から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。

10. 応募先及び問い合わせ先

おおい町まちづくり課 担当：浦西（うらにし）

TEL：0770-77-4051

E-mail：machizukuri@town.ohi.lg.jp

（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）